

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回弘前城跡整備指導委員会
開 催 年 月 日	令和4年3月29日(火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	12時50分 から 15時15分まで
開 催 場 所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	福井敏隆(弘前市文化財審議委員長)
出 席 者	関根達人、千田嘉博、瀧本壽史、田中哲雄、麓和善、三上千春
欠 席 者	なし
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	(弘前市都市整備部公園緑地課) 公園緑地課長兼弘前城整備活用推進室長・成田正彦、同課管理係総括主査・橋場真紀子、同課弘前城整備活用推進室主幹・横山幸男、同室総括主査・関剣太郎、同室主査・福井流星、同室主事・一戸夕貴、同室技師・新山武寛、同室主査・石ヶ森沙貴子(記録)
会 議 の 議 題	1.石垣修理事業について 2.本丸西側法面災害復旧について 3.北門横トイレ等改修について 4.追手門袖塀改修計画について 5.三の丸植物園リニューアル計画について 6.緑の相談所大規模改修計画について
会 議 資 料 の 名 称	① 令和3年度第1回弘前城跡整備指導委員会
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	<p>1. 石垣修理事業について (事務局)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 石垣修理着手までの経過・石垣の変遷・解体調査で検出された近世の主な遺構について説明。</p> <p>(2) 天守耐震補強について説明。</p> <p>(3) 今後の事業計画について説明。</p> <p>(4) その他関連整備について説明。</p> <p>【詳細】</p> <p>・昭和58年(1983)の日本海中部地震以降、本丸東面石垣に</p>

膨らみがあると指摘されたことから、文化庁や奈良国立文化財研究所などの指導を受けて定点観測を開始するとともに、「石垣概要診断調査」を行った。その結果、石垣の積直しが必要と指摘されたことから、平成 20 年度に弘前城跡本丸石垣修理委員会を組織し、変位計測及び地質調査などとともに、平成 22 年度からは石垣カルテを作成し、検討を加えた。それらの調査結果を受け、平成 23 年度の石垣修理委員会にて、今後石垣の変位が進行した場合には、石垣上の天守を巻き込んだ崩落の危険性があると判断され、石垣の解体修理が決定した。平成 24 年度には弘前城跡本丸石垣発掘調査委員会を組織して発掘調査に着手し、石垣解体修理事業が開始された。

- ・ 本丸東面石垣には、慶長の築城期、慶長～寛文期、元禄期、文化期、明治～大正期の 5 時期の変遷が確認される。
- ・ 石垣の解体調査では、天守台石垣、本丸石垣の胴木と杭、内濠石垣、埋没石垣、井戸跡、木樋の排水遺構、石組の排水遺構等の近世遺構が確認された。これらの遺構の取り扱いについて、天守台は歪みやズレを調整した上で解体前の形状に復旧、本丸石垣の胴木と杭・内濠石垣・埋没石垣は現状のまま埋設保存する。井戸跡、石組の排水遺構については、機能復元はせずに形状のみ復元して埋設の上、新たな排水施設を設けることとする。
- ・ 文化庁より「重要文化財（建造物）耐震診断指針」の安全確保水準（震度 6 強の大地震時に人的被害を出さない）を満たすよう指導があり、石垣及び地下遺構からなる史跡の本質的価値の保護と、重要文化財建造物である天守の本質的価値の保護の両面から耐震化を検討した。土木工学による検

討の結果、石垣を補強して天守を戻しても耐震対策としては不十分という評価となった。また、本丸東面石垣は明治期に2度崩落しており、その後も天守台北東角で20 cm以上沈下しているため、その特異性を踏まえて耐震化工法を検討した。検討に当たっては、直接基礎・アースアンカー及び深礎工法を組み合わせた6案の中から、地下遺構など史跡への影響が最小限で、かつ天守の価値を維持できる工法として「4本の基礎杭」と「天守を支えるコンクリート製耐圧盤」の設置を採用することとなり、文化庁との協議を経て、史跡及び重要文化財の現状変更許可を受けた。

- ・天守の耐震補強基礎として、長さ約35mの基礎杭を4本設置し、その上に耐圧盤を置き、天守を載せる。これにより、天守の荷重は石垣に直接かからない。基礎杭設置に当たっては、慶長期から文化期の盛土及び縄文時代の包含層を発掘調査して記録する。
- ・南側石垣のうち、天守台部分及び補強が必要な天守台北東側の一部にジオテキスタイル工法（ジオグリッド：格子状の合繊樹脂敷設）を導入する。
- ・令和4年度の計画は、以下のとおり。

[石垣]

- ①石垣北側積直し工事（北側工区の積直し、3か年計画の3年目）
- ②石垣南側積直し工事（南側工区の積直し、3か年計画の1年目）
- ③石垣発掘調査（積直しに伴う発掘調査・整理作業）

[天守]

- ①天守基礎耐震補強工事基本設計（杭基礎設置の基本設

計)

②天守基礎耐震補強工事実施設計（杭基礎設置の実実施設計）

③天守保存修理工事基本設計（天守本体修理の基本設計）

・令和4年度以降の計画は以下のとおりだが、詳細については令和4年度につくる基本設計で決定する。

①令和4～6年度 石垣南側積直し工事

②令和5～7年度 天守基礎耐震補強工事

③令和7年度～ 天守曳戻し工事、天守保存修理工事

・石垣修理事業の終了後、本丸東側平場の外構工事を計画しているが、その際の転落防止柵設置に当たっては、石垣の安定性と来園者の安全確保を考慮した整備が必要となる。それについては、今後弘前城跡本丸石垣修理委員会及び整備指導委員会の指導を受けた上で計画を立てる。

(委員会)

【概要】

(1) 了承する。

2. 本丸西側法面災害復旧について

(事務局)

【概要】

(1) 令和2年(2020)9月4日の豪雨で被災した本丸西側法面災害復旧工事について説明。

(2) 本丸西側法面復旧工事に伴う絵図調査・発掘調査成果等について説明。

【詳細】

・被災後の経過は、以下のとおり。

被災⇒大型土のうによる仮復旧(応急処置)⇒養生シート設

置⇒園路の安全確保⇒石垣および法面本復旧[崩落石 47 石・新補石材 2 石、石垣崩落範囲周辺の解体積直し 26 石]

・本復旧工事の概要は、以下のとおり。

①作業としては、仮設の大型土のうを撤去した各段の平場の整地、ジオテキスタイルと水平排水材の敷設、1 段あたり 150 cm・1 層 30 cm厚での盛土材まき出し作業、切土法面整形作業を行い、崩落した法面上部を復旧。

②崩落した石垣については、栗石背面に埋没石垣があったことから、掘削範囲の計画を一部変更して積直した。

③最後に法面下部の整形作業、法面全体に対する植生シート保護を施し、復旧完了。

④雨水排水処理対策として、本丸園路部分の勾配を調整の上、排水柵の処理能力向上を図った。

・本丸西側法面復旧に伴う各種調査成果については、以下のとおり。

①今回の崩落箇所は、平成 22 年度（2010 年度）作成の「石垣カルテ」で危険度 B 1 [現状で崩落の可能性はあるが、利用上の危険度は低い]と判定されており、粗雑な石積みであるため、明治時代以降のものと推定されていた。

②絵図調査により、今回の崩落箇所には、本丸奥座敷に通じる「本丸西側埋門」があったと判明している。埋門は寛文以降の絵図に描かれるようになり、幕末の慶応 2 年（1866）「弘前城図」にも描かれている。絵図に描かれる埋門内部は T 字状で、北側と南側から本丸へ抜ける通路であったと推測される。

③実際の埋門は、明治時代以降と思われる粗雑な石積みで塞がれ、地中に埋められていた。石積みの様相と絵図・文献

史料から、埋門より北側には慶長期、南側には江戸時代中期～後期の石垣が残っていると推定される。

④埋門周辺の石垣の高さを記載する絵図は5点あり、そのうちの2点(寛文13年「御本丸御絵図」・延宝2年「分間御城之図」)には石垣の勾配も記される。絵図から算出した石垣の勾配と現況の石垣の勾配を比較すると、埋門北側では両者の勾配が概ね一致するが、南側では差が大きい。同箇所は度々崩落しており、その都度調整しながら修復したためと考えられる。

⑤発掘調査で検出した埋門入口部北側の石垣は長さ2m・高さ1.75m、南側の石垣は長さ3.3m・高さ2.3m。石垣は切石積みで、粗雑な積み方と出土遺物から、近代以降に積み直されているものと考えられる。埋門入口部の通路は上端幅1.85m・下端幅1.55m。本丸西面石垣の石面より1石内側の地点で門跡を検出しており、門柱を据えたと思われる東石[長軸7cm・短軸6cm・深さ5cmのホゾ穴あり]を対になるように配置していた。東石の加工から、本柱には約30cm角の木材が用いられていたと推定される。出土遺物から、門も近代以降に動かされているものと考えられる。また、埋門南側の石垣上部とそれに接する本丸西面石垣は、出土遺物から昭和29年以降に動かされていることが判明した。

⑥埋門内部では、通路の側面に積まれた石垣の一部[北西石垣と東側石垣]を検出した。内部の通路は幅1.97mのスロープで、平面形状は絵図と一致する。出土遺物より、検出した石垣の大部分は、19世紀以降に積み直されているものと考えられる。

・今回の調査は災害復旧に伴うものであり、早急な対応が求められたことから、必要最小限の実施となった。「本丸西側埋門」は本丸奥座敷に通じる虎口であり、弘前城の城郭構造解明につながる貴重な遺構であることから、将来的には整備計画を策定の上、整備することとしたい。それまでは現地に遺構解説板を設置し、周知を図ることとする。

(委員会)

【概要】

- (1) 本丸西側法面災害復旧について了承する。
- (2) 本丸西側埋門を整備・活用すること。

【詳細】

- ・本丸西側埋門を整備し、活用してほしい。
- ・本丸西側埋門の入口部には、門柱を据えた石が確認されたということなので、「束石」ではなく「礎石」の用語を用いるのが適切。
- ・本丸西側埋門を含め、弘前城跡全体に目を向けた情報発信をすること。

3.北門横トイレ等改修について

(事務局)

【概要】

- (1) 史跡内の工事について、令和3年度に実施済および令和4年度に実施予定のものについて報告。

【詳細】

- ・令和3年度に実施済の工事は、以下のとおり。

①北門横トイレ改修 [昭和63年度(1988年度)設置]

木造平屋建て・延面積 69.56 m²。工事による地下遺構への

影響は無く、改修により史跡景観が向上した。

②四の丸転落防止柵更新 [昭和 57 年 (1982) 頃設置]

二階堰沿い、延長 356.8m。工事による地下遺構への影響は無く、柵の見え方は現状維持とした。

・令和 4 年度に実施予定の工事は、以下のとおり。

①春陽橋上部の木部取替 [昭和元年 (1926) 新設、平成 18 年 (2006) 上部架替] 橋長 29.28m×幅員 3.1m

(委員会)

【概要】

(1) 史跡の見所と安全性の確保について見直し、城の魅力を高める見せ方を再考すること。

【詳細】

- ・危険箇所の転落防止柵については、事故が起きないように維持管理を徹底してほしい。
- ・現状の維持管理では、弘前城跡を「城」として見せる視点が欠けていると言わざるを得ない。外濠土手や本丸未申櫓台石垣など、城好きが見たいポイントを高確率で立入禁止にしており、管理側の事情で史跡の魅力を低下させている。安全性の確保は必要だが、史跡の魅力を高める維持管理という視点も必要である。
- ・春陽橋については、江戸時代には無かった橋であると来園者に解説すること。
- ・桜の時期、春陽橋にはかなりの人が入る。橋脚はH鋼で重量に耐えうるということだが、壊れないように気を付けてほしい。
- ・史跡内では、賀田橋近くにある四の丸のトイレを利用する人が最も多いが、汚いという苦情も多い。早めに改修をお願い

したい。

4.追手門袖塀改修計画について

(事務局)

【概要】

(1) 現在の追手門袖塀〔木造・白漆喰壁・コンクリート基礎〕は昭和14年(1939)の「修繕取付工事」で設置されたもので、その後昭和60年代に補修されている。設置から80年以上が経過し、経年による破損が著しいことから、解体撤去の上、現状と同じ形の塀を復旧する。

【詳細】

- ・現状では、追手門袖塀の外壁漆喰や屋根木部等の破損が著しく、部分修理が困難な状況であるため、全改修工事とする。
- ・改修に当たっては地下遺構の保護を最優先とし、新規の埋設基礎を遺構面の上方で収めることとする。また、新規の基礎の見え方は、現状の塀の基礎と同様になるようにする。
- ・工事のスケジュールは、以下のとおり。

現状変更：令和4年3月18日に許可

工事発注：令和4年4月

工事期間：令和4年5月～12月末

(委員会)

【概要】

(1) 弘前城の城門の袖塀について、江戸時代の形状・構造がどうだったのか調査すること。

【詳細】

- ・現状の追手門袖塀は、高さ2mと人の背丈よりも高いのに狭間が無く、城の防御という観点で見ると不自然な形状で

ある。追手門2階の壁に狭間が設けられている状況を考えてみると、本来は袖塀にも狭間があったはずである。

- ・狭間が無いことに加え、現状の袖塀の下見板張りの位置では、土塁下にいる敵に向かって鉄砲を撃つことができないため、やはり不自然である。江戸時代の本来の塀の形状・構造を調査し、史跡としての情報を正しく伝える整備をしてほしい。
- ・昭和14年(1939)の「修繕取付工事」とは、どのような内容だったのか。「修繕取付工事」という用語からは、古い材を補修して再利用するという印象を受けるが、実際はどうだったのか。
- ・北海道松前町の福山城跡では、雪による漆喰のダメージが大きいと聞いた。弘前城跡も同様ではないかと思うので、江戸時代の袖塀が現状のように漆喰で造られていたのかどうか気になる。今回は現状復旧するのだとしても、次回修理する際には、漆喰の塀とするのが適切かどうか検討すること。
- ・塀が無いということは、城の防御が無いことを意味するので、追手門以外の城門に塀が伴わなかったというのも不自然である。追手門以外の城門の袖塀についても、古写真等の調査を行うこと。
- ・追手門と袖塀の取り付け部分に、江戸時代の塀の痕跡が残っている可能性があるので、調査すること。

5.三の丸植物園リニューアル計画について

(事務局)

【概要】

(1) 弘前城跡三の丸に所在する「弘前城植物園」は、昭和63

年度（1988 年度）の開園から 30 年以上が経過し、老朽化に伴い危険箇所が生じているほか、樹木の生長により本来の展示目的が失われた箇所も多くなっている。植物園内の安全確保と魅力向上のため、再整備を実施する。

【詳細】

- ・三の丸に「弘前城植物園」を整備するまでの経緯は、以下のとおり。

明治 31 年（1898）旧陸軍第八師団の兵器支廠設置

昭和 27 年（1952）弘前城跡の史跡指定

昭和 49 年度（1974 年度）発掘調査〔文化庁補助事業〕

昭和 54 年度（1979 年度）「弘前市緑の相談所」を含む都市緑化植物園整備事業〔建設省補助事業〕

昭和 63 年度（1988 年度）「弘前城植物園」開園〔都市緑化普及の見本園として機能〕

- ・再整備の基本方針案は、以下のとおり。

①「弘前ならではの植物園」をコンセプトに、歴史と緑の調和した再整備計画を策定する。

②歴史的価値を高めるため、三の丸御殿の遺構整備や誘導サインの内容を検討する。

③安全安心を第一に利用できる場とし、都市環境の充実を図る。

④花を活用した新たな見どころを創出する。

⑤観光コンテンツとしての魅力発信の方策を検討する。

⑥有料入場者の増加を目指す。

- ・スケジュール案は、以下のとおり。

令和 4～6 年度 基本計画・基本設計

令和6～7年度 附属機関からの意見徴収

令和7～8年度 実施設計

令和8～9年度 発掘調査

令和9～11年度 整備工事

令和12年度 完成お披露目

(委員会)

【概要】

(1) 試掘調査を実施し、史跡整備に必要な情報を整理すること。

【詳細】

- ・ 樹木にも寿命があるので、いずれ史跡内の桜の本数は減っていく。今のうちに、史跡内の樹木管理計画を立てておくこと。城跡を植物園として利用している例は他にも多いので、他事例も参考にしながら計画を立てること。
- ・ 現状では史跡整備に必要な情報が不足しているので、早めに試掘調査を実施し、その上で計画を立てること。
- ・ 試掘で遺構確認をしたとしても、史跡内では地下遺構の保護が最優先となるので、植物園整備にはかなり制約が多くなる。
- ・ 史跡内に植物園を存続させるのであれば、これまで以上に「活用される場」となる必要がある。史跡内という制約の中で植物園としての需要を高めるためには、植物園の専門家の視点も取り入れたリニューアルが必要ではないか。
- ・ 史跡としての価値は「城」にあるので、「三の丸御殿」を整備し、新たな魅力を作ってほしい。
- ・ 現状では中濠沿いの通路が植物園に含まれているため、史跡

内の回遊性が無くなっている。中濠沿いの通路を植物園から外し、自由に往来できるようにしてほしい。そうすれば、三の丸から二の丸辰巳櫓を良い状態で見通すことも可能となり、史跡の魅力向上につながる。

6.緑の相談所大規模改修計画について

(事務局)

【概要】

(1) 弘前城跡三の丸に所在する「弘前市緑の相談所」は、昭和 55 年 (1980) の竣工から 40 年以上が経過し、冷暖部設備・給排水設備・照明設備などに劣化が見られる。公共施設個別施設計画に基づき、大規模改修を進める。

【詳細】

- ・「弘前市緑の相談所」は、都市緑化植物園 (弘前城植物園) と一体となり、弘前市の緑化の拠点として緑に関する展示や講習会、植物に関する相談機能を有するほか、弘前公園を維持管理するための事務所機能を有する施設として設置されている。
- ・前川國男が設計した建築で、弘前市内に残る前川建築 8 棟のうち、7 番目の作品。
- ・改修の方向性としては、外観を変えずに利用者の利便性を考慮するものとした。現在、相談所内に約 80 名の職員が在籍しておりスペース狭小であることから、内部の床面積の増加で補えない場合は、建築面積の増加が必要になることも考えられる。
- ・スケジュールは以下のとおり。

令和 4 年度：老朽度調査

令和5年度：耐震計画・基本設計

令和6年度：実施設計

令和7年度～：改修工事

(委員会)

【概要】

- (1) 緑の相談所の増築・改修はせず、前川國男が当初設計したオリジナルの形に戻す整備を検討すること。
- (2) 緑の相談所の収容人数を超える人員については、史跡外に詰所を設置する対応を考えること。

【詳細】

- ・本来史跡内に現代建築があることは許されないことだが、前川建築については建物自体の価値が認められているため、史跡内でも残されている。「弘前市緑の相談所」は前川國男の最晩年の作品であり、安易に増築・改修をして価値を損なうべきではない。前川が当初設計した形に戻すような整備を考えてほしい。
- ・同じく史跡内にある弘前市立博物館・弘前市民会館も前川建築であり、弘前市はこれらを「歴史的風致形成建造物」として扱い、史跡と建築を共存させる方向で活かそうとしていたはずである。前川建築を文化財として考えるのであれば、オリジナルの形を大事にするべきである。
- ・前川の当初設計では、緑の相談所が80名もの職員の詰所になると想定されていなかった。相談所の収容人数を超える人員については、史跡外に分室を設ける対応がのぞましい。初期の前川建築である「木村産業研究所」が重要文化財に指定されている状況でもあるので、史跡外に分室設置

	<p>が現実的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の相談所の件も含め、公園整備についてオープンに議論し、市民の声も聴いてみてはどうか。 <p>【結論】</p> <p>(1) 石垣修理事業について了承。</p> <p>(2) 本丸西側法面災害復旧について了承。「本丸西側埋門」を整備すること。</p> <p>(3) 便益施設の改修を適宜行いながら、史跡の見所と安全性の確保について見直し、城の魅力を高める見せ方を再考すること。</p> <p>(4) 追手門袖塀について、江戸時代の本来の形状がどうであったか調査すること。</p> <p>(5) 三の丸の「弘前城植物園」については、まず試掘調査をして整備に必要な情報を整理し、その上でリニューアル計画を再考すること。</p> <p>(6) 緑の相談所は前川國男の作品なので、オリジナルの状態に戻す整備を検討すること。</p>
<p>その他必要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開、非公開…公開 ・その他出席者 (青森県教育庁文化財保護課) 文化財保護主幹 (サブマネ) ・岩田安之 (弘前市教育委員会文化財課) 主幹兼文化財保護係長 ・小石川透、埋蔵文化財係長 ・蔦川貴祥